

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和4年第3回定例会提出予定議案の説明

(7) 議案第66号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第66号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和4年6月1日

健康福祉局

議案第66号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正（平成19年法律第125号）
- (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和3年厚生労働省令第201号）

2 条例の主な改正内容

- (1) 上記1（1）に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの
 - 「附則第3条第1項」 → 「附則第10条第1項」
 - 「附則第20条第1項」 → 「附則第27条第1項」
- (2) 上記1（2）に伴い、児童福祉施設の長の懲戒に係る権限の濫用禁止に関し、必要な規定の整備を行うもの
 - 「児童等」 → 「児童」
 - ※ 児童等とは、児童又は児童以外の満20歳に満たない者をいう。
 - ※ 児童とは、満18歳に満たない者をいう。

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行
- (2) 附則において、川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p> <p>第10章 福祉型児童発達支援センター (職員)</p> <p>第79条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他基準省令第63条第1項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 40人以下の児童を通わせる施設 栄養士</p> <p>(2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員</p> <p>(3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員</p> <p>(4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p> <p>第10章 福祉型児童発達支援センター (職員)</p> <p>第79条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他基準省令第63条第1項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 40人以下の児童を通わせる施設 栄養士</p> <p>(2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員</p> <p>(3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員</p> <p>(4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第</p>

改正後	改正前
<p>48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員</p> <p>(5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第27条第1項</u>の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法<u>附則第10条第1項</u>に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法<u>附則第27条第1項</u>に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員</p> <p>2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、第1項各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 第1項に規定する職員</p> <p>(2) 言語聴覚士</p> <p>5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。</p> <p>7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては</p>	<p>48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員</p> <p>(5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第20条第1項</u>の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法<u>附則第3条第1項</u>に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法<u>附則第20条第1項</u>に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員</p> <p>2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、第1項各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 第1項に規定する職員</p> <p>(2) 言語聴覚士</p> <p>5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。</p> <p>7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては</p>

改正後	改正前
<p>調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士 (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者 (7) 看護職員 (8) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては、機能訓練担当職員</p> <p>8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。</p>	<p>調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士 (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者 (7) 看護職員 (8) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては、機能訓練担当職員</p> <p>8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。</p>